

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

# 緑化基準の手引き

【工業地域・工業専用地域版】

(工場・事業所用)



2021年（令和3年）10月

藤 沢 市

都市整備部 みどり保全課

# もくじ

はじめに.....	1
1. 「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」のうち工業・工業専用地域に限定した緑化等に関する規定 .....	2
2. 緑の質が高い緑化手法等の項目 .....	2
3. 緑の質が高い緑化手法のイメージ .....	3
4. 緑の質が高い緑化手法等を実施する際の注意事項.....	4
5. 緑の質が高い緑化手法等について .....	6
1－①敷地内緑化【樹林地の創出】 .....	6
1－②敷地内緑化【緑地空間の創出】 .....	9
2 休憩施設の設置 .....	12
3 水辺空間の創出 .....	14
4 CSR活動の実施.....	15
5 区域外緑地の設定.....	16
6. 緑化の流れについて.....	17
7. 緑の質が高い緑化手法を取入れた場合の提出書類.....	18
8. 一般事項 .....	18
1 緑地面積の算定方法（緑の質が高い緑化手法を除く） .....	18
2 緑地面積の算定の説明および計算例 .....	19
3 その他の緑化について .....	23
9. 緑化の手続き .....	25
10. 用語の定義.....	31

# はじめに

本市では、2004年（平成16年）10月に産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的に、「藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」を施行し、以降、市内工場適地への企業投資の促進に取り組んでいます。

しかしながら、市内工場の老朽化に伴う新たな設備投資や、新規企業の誘致を行うにあたり、敷地不足や緑化規制が喫緊の課題となっています。

一方で、緑地の保全と緑化の推進を目的として2011年（平成23年）7月に第2期「藤沢市緑の基本計画」を策定し、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を本市の将来像に定め、この将来像の実現とともに、緑の持続性を少しでも高いものとするため、都市公園の開設や保存樹林の指定等、さまざまな緑の保全策を展開してきました。

そこで、こうした地域の実情に応じて「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の一部を改正し、都市計画法上の用途地域のうち「工業地域」及び「工業専用地域」を対象として、緑の質が高い緑化手法を取り入れることや社会貢献活動等により緑化の推進に寄与する場合に、緑化率の緩和を可能とする制度に改めました。

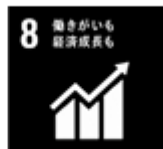
今後は、本緑化基準の手引きに沿った緑の質が高い緑化手法等を取り入れていただくことで、質の高い緑地の整備と地域経済の活性化との調和がとれたサステナブルなまちづくりを目指してまいります。

2021年（令和3年）10月

藤沢市都市整備部みどり保全課



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



# 1. 「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」のうち 工業・工業専用地域に限定した緑化等に関する規定

都市計画法に基づく用途地域のうち、「工業地域」及び「工業専用地域」を対象に、緑の質が高い緑化手法を取り入れることや社会貢献活動等を実施することにより、敷地面積の最大5%まで緑化率を緩和することができることを規定するものです。

併せて、工場等の新設及び変更（生産施設や緑地計画の変更等）の際、現在市と事業者において最長10年で締結している緑化協定を工場等が存続している間、適用されるように規定し、質の高い緑地空間の継続性を担保するものです。

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の緑化率の基準

	旧		新		工業地域、工業専用地域に限り、「緑の質が高い緑化手法等」を取り入れることで、最大5%までの緑化率を低減することができる。
	敷地面積	緑化率	敷地面積	緑化率	
敷地規模別緑化率	500㎡以上1000㎡未満	10%以上	500㎡以上1000㎡未満	10%以上	
	1000㎡以上3000㎡未満	15%以上	1000㎡以上3000㎡未満	15%以上	
	3000㎡以上	20%以上	3000㎡以上	20%以上	

## 2. 緑の質が高い緑化手法等の項目

緑の質が高い緑化手法等分類表

項目番号	分類	内容	みなす面積の倍率	
1	敷地内緑化	①樹林地の創出	敷地内の5m以上の奥行きがある緑地に高木、中木、低木、草本のうち3階層構造以上から構成される樹林地を形成する。(P6)	2倍
		②緑地空間の創出	敷地内の3m以上の奥行きがある緑地に高木、中木、低木、草本のうち2階層構造以上から構成される緑地空間を形成する。(P9)	1.5倍
2	休憩施設の設置	敷地内緑化と合わせ、ベンチ等の休憩施設を一定の割合で設置して一般開放する。(敷地内で従業員等が使用する場合も可。)(P12)	2倍	
3	水辺空間の創出	50㎡以上の緑地と合わせ、その区域内に水辺空間を20%以上等倍以内で形成する。(P14)	2倍	
4	CSR活動の実施	藤沢市が所有する市有山林等で300㎡以上の社会貢献活動を年3回以上実施することで、必要とする敷地内緑化の25%を上限として緑地とみなす。(P15)	1倍	
5	区域外緑地の設定	敷地内に規定の緑地面積が確保できない場合に、事業所から市内のおおむね2km以内に緑地を確保する。確保できない場合は市内の市街化区域内に確保し、管理することで、必要とする敷地内緑化の25%を上限として緑地とみなす。(5年以上の長期借地契約も可。)(P16)	1倍	

### 3. 緑の質が高い緑化手法のイメージ

下の図は「2. 緑の質が高い緑化手法等の項目」で示した「緑の質が高い緑化手法等分類表」の分類1から3をイメージしたイラストです。

【緑の質が高い緑化手法を取り入れた事例のイメージ図】

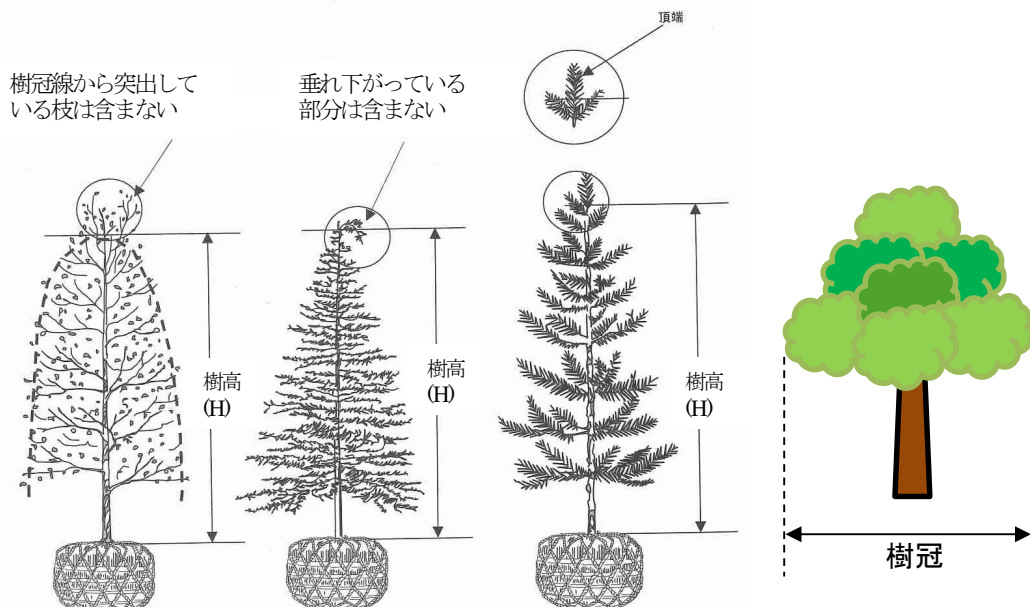


## 4. 緑の質が高い緑化手法等を実施する際の注意事項

- (1) 緑の質が高い緑化手法を取り入れた緑地については、特に次のことに留意し良好な維持管理を行うこと。
  - ア 特に高木については、それぞれの樹種に応じた樹形を保つようにすること。
  - イ 草本は、植栽後、自然発生する草本の侵入により質が低下することのないように管理すること。
- (2) 協定期間中、市が求めた場合は写真等を添付し状況報告を行うこと。
- (3) 緑の質が高い緑地等の基準を満たさなくなった場合（CSR活動を行わなくなった場合等を含む。）は、それに見合う緑地を形成することとする。
- (4) 協定更新時には、写真等において現況の確認を行えない場合は原則として市職員による現地確認を行う。
- (5) 既存緑地等についても条件を満たすものについては、緑の質が高い緑地としてみるができる。なお、既存緑地に補植等を行うことにより基準を満たす場合も緑の質が高い緑地とすることができる。
- (6) 植物の階層構造とは、高さが異なった多様な植物で構成した植栽空間のことを指し、緑の質が高い緑化手法では樹木等の高さを以下の4種類に分類し、これらを別に定めた割合で構成した緑地のことをいいます。

高木	植栽時に樹高が2.5m以上であるもの。
中木	植栽時に樹高が1.5m以上であるもの。
低木	植栽時に樹高が0.5m以上であるもの。
草本	次の条件をすべて満たすものとする。 ア 多年草であること。 イ 植栽地に計画的に配植したものであること。 ウ 植栽時に高さが10cm以上であること。 エ 一般に流通している種類であり自然発生的に繁殖したものでないこと。

### (7) 樹高と樹冠の測り方





- (8) 既存木については、できる限り保全に努めること。
- (9) 植栽する樹木の種類は、原則として次の「**藤沢市の郷土樹種等一覧表**」に定める樹種を参考に、生育条件、管理方法等を十分に考慮して選定し、常緑広葉樹、落葉広葉樹または針葉樹のいずれか一方に偏ることのないよう配植すること。

**藤沢市の郷土樹種等一覧表**

高木	常緑広葉樹	タブノキ、スダジイ、シラカシ、アラカシ、クスノキ、シロダモ、モチノキ、ヤマモモ、クロガネモチ
	落葉広葉樹	ケヤキ、エノキ、コナラ、クヌギ、エゴノキ、コブシ、オオシマザクラ、ヤマザクラ、イロハモミジ、ヤマボウシ、イヌシデ フジ(藤沢市の花)
	針葉樹	クロマツ(藤沢市の木)、アカマツ、イヌマキ、イヌガヤ
中木	常緑広葉樹	マサキ、ヤブツバキ、カクレミノ、ヒイラギ、ウバメガシ、カナメモチ、モッコク、キンモクセイ、ナンテン、ヤツデ
	落葉広葉樹	ムラサキシキブ、マユミ、ウメモドキ、クロモジ
低木	常緑広葉樹	アオキ、トベラ、ヒサカキ、ハマヒサカキ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ツツシ類、アセビ、チャノキ、マンリョウ
	落葉広葉樹	ガマズミ、アジサイ類、ドウダンツツジ、ヤマブキ、ニシキギ、シモツケ、イボタノキ、ウツギ、ハコネウツギ

※樹種については、周辺環境・隣接地等の条件を十分に考慮した上で、選定してください。

※一部植物には、特定の虫がつきやすいものがありますので、十分考慮してください。

(10) 緑の質が高い緑化手法を取り入れた場合の樹林構成及び階層構造の事例

①樹林構成の改善例

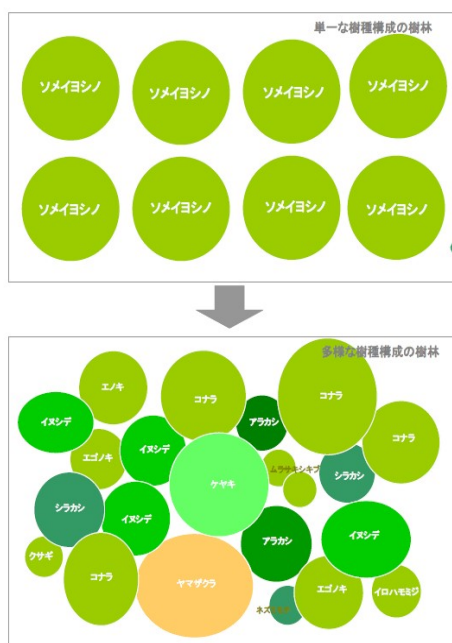
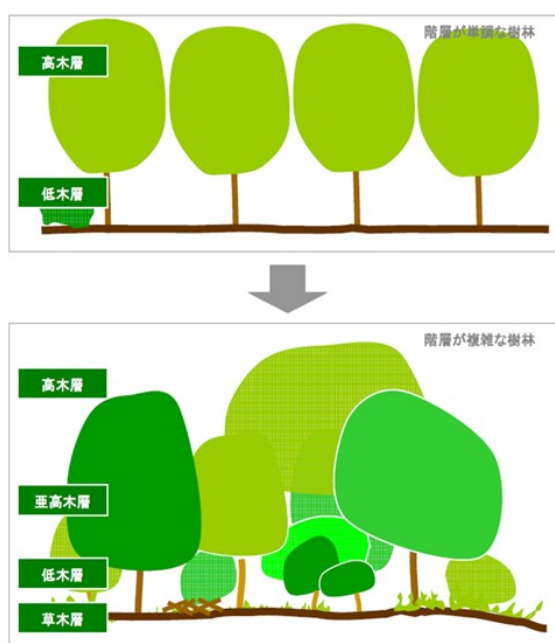


図 樹種構成の改善例

②樹林の階層構造の改良例



環境省自然環境局発行

「公共施設における緑地等の整備及びその管理 並びに市民参加型自然環境調査手引書」より

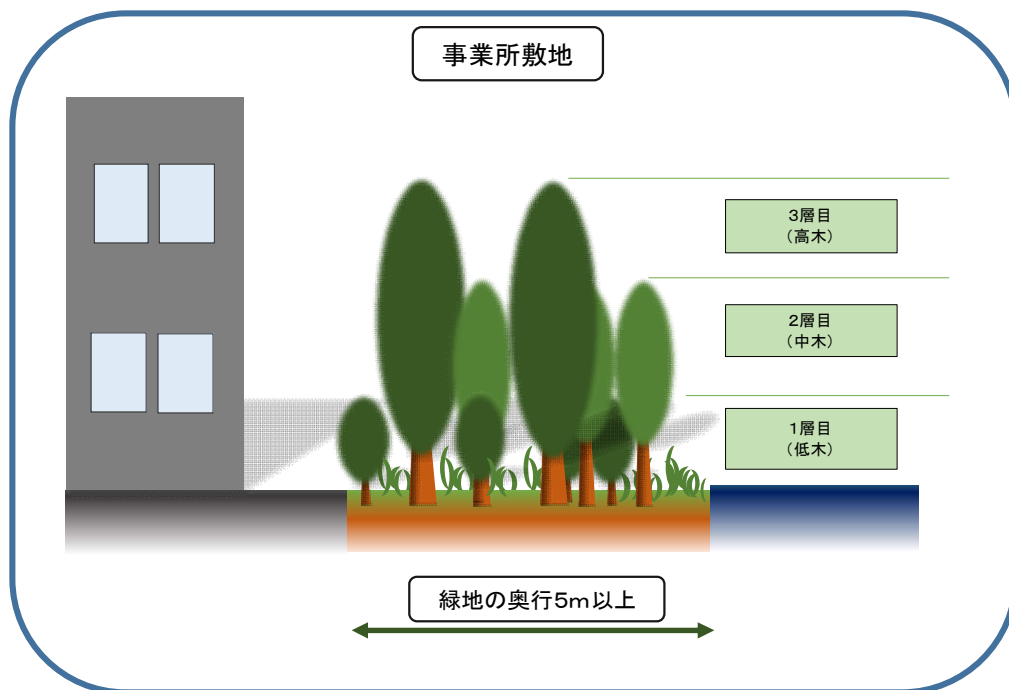
## 5. 緑の質が高い緑化手法等について

### 1-①敷地内緑化【樹林地の創出】

高木・中木・低木・草本からなる3階層以上の樹林地を形成し、工場の周辺地域のみどり豊かな環境に寄与することを目的とします。

#### 【条件】

- ・緑地の奥行は、5 m以上であること。
- ・階層の一つは高木とし、既存の高木を含みます。
- ・高木の層は、樹冠面積の合計が緑地面積の50%以上を占めていること。なお、樹冠面積の算定にあたっては、新植は3倍、樹高5 m以上の既存木は1.5倍の直径で算出される面積とします。
- ・その他の階層は、中木・低木・草本を組み合わせて植栽することができます。
- ・樹木の植栽本数は、緑地面積に対して10㎡当たり中木4本以上、低木6本以上とします。
- ・草本は、緑地面積の20%以上植栽することとし、植栽密度は25株以上/㎡とします。
- ・外周部に緑の質が高い緑化を行う場合は、原則、公道に接すること。



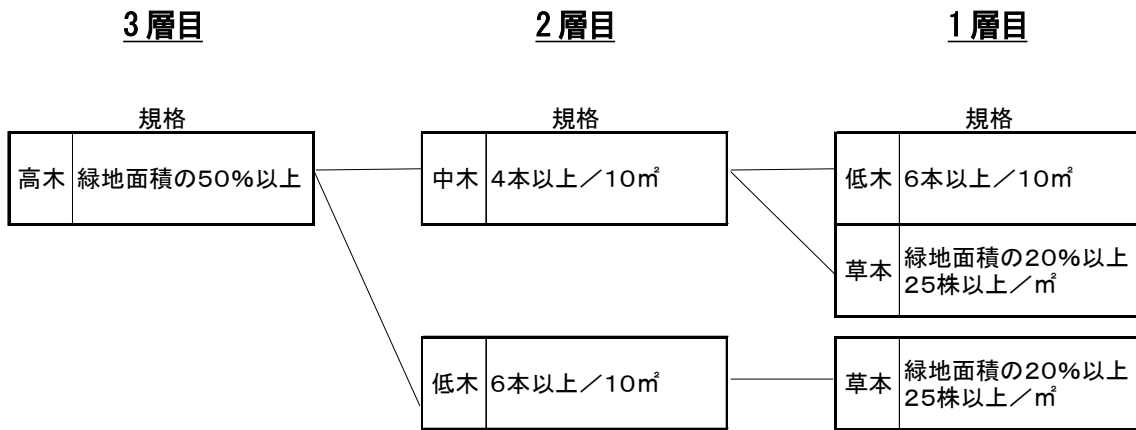
【高木・中木・低木により緑化した場合のイメージ】

#### 【緑の質が高い緑地の算定】

- ・上記の条件を満たす緑の質が高い樹林地は、緑地面積を2倍とみなします。

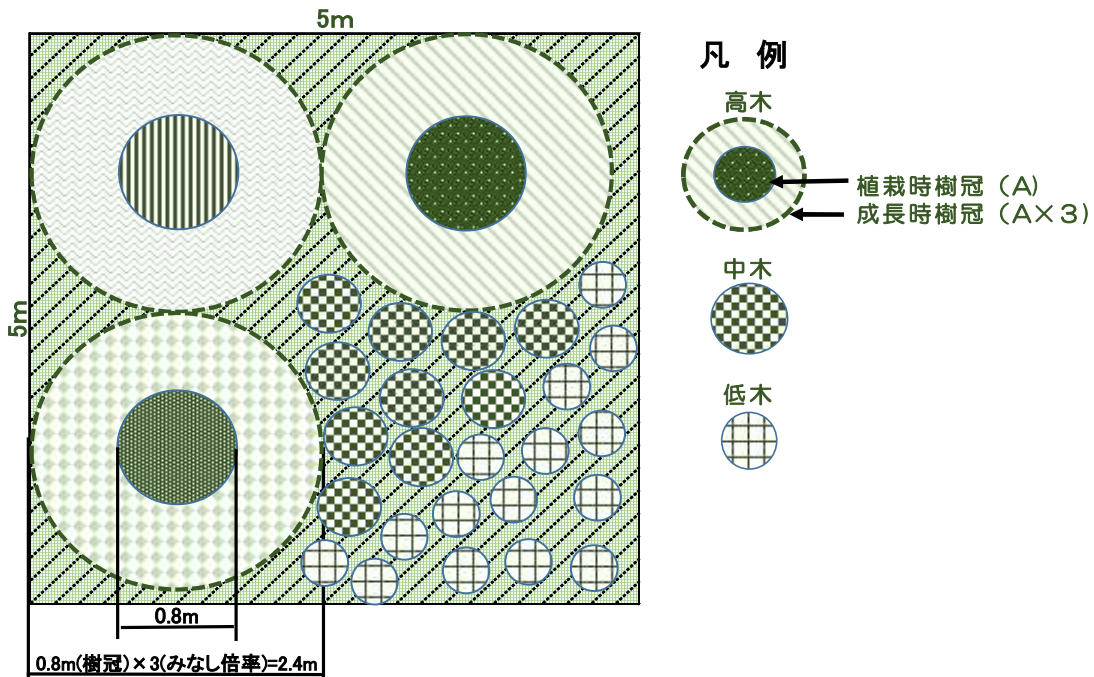


【階層の選択フロー】



【植栽事例】

- 植栽面積25㎡ 高木の新植時、樹冠直径0.8mの場合の事例  
(高木・中木・低木の3階層構造) 緑地面積は50㎡とみなす



高木の計算

みなすことのできる樹冠
$0.8m \times 3 = 2.4m$
みなすことのできる樹冠面積
$(2.4/2)^2 \times \pi = 4.52\text{㎡/本}$
必要本数
$25\text{㎡} \times 50\% = 12.5\text{㎡}$ $12.5\text{㎡} / 4.52 = 2.76 \approx 3\text{本}$
高木植栽本数3本

中木の計算

必要本数
$25\text{㎡} \times 4\text{本}/10\text{㎡} = 10\text{本}$

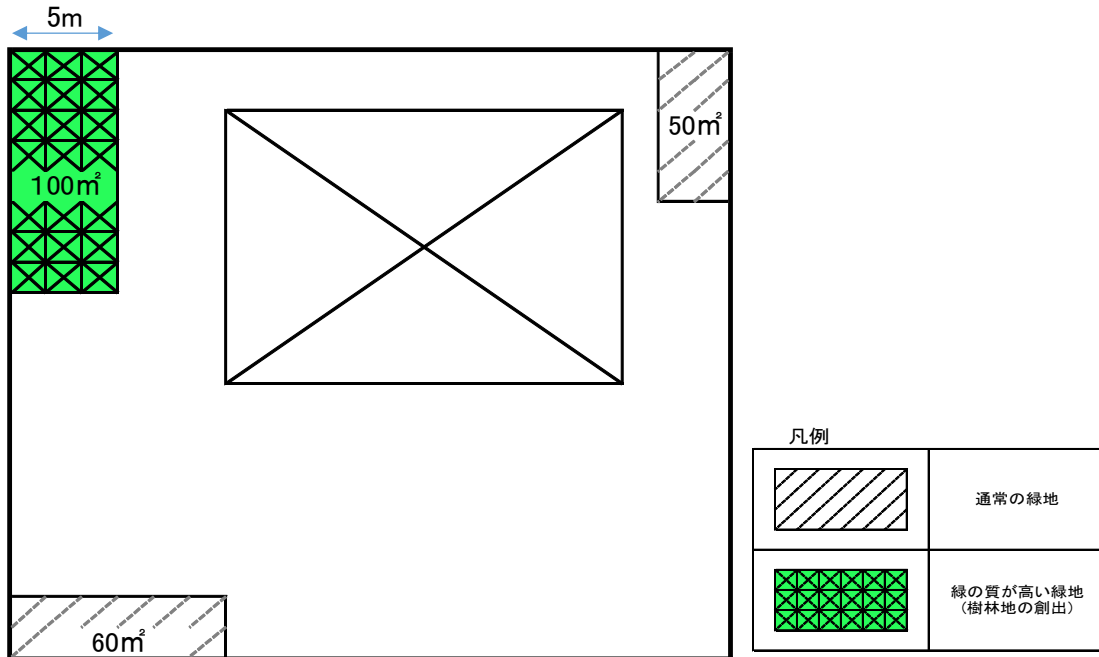
低木の計算

必要本数
$25\text{㎡} \times 6\text{本}/10\text{㎡} = 15\text{本}$

※高木については、将来においても植栽時に定められた本数にかかわらず、緑地面積の50%が樹冠で覆われている状態とすること。

【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000㎡  
 緑化率 15%  
 必要な緑地面積 300㎡



緑の質が高い緑地を創出することにより  
 減じることができる平面的な緑地面積の上限  $2,000 \times 5\% = 100\text{㎡}$

平面的な緑地の計算  
 必要な緑地面積  $300\text{㎡}$  - 平面的な緑地面積  $210\text{㎡}$  ( $100\text{㎡} + 60\text{㎡} + 50\text{㎡}$ )  
 $= 90\text{㎡} \leq 100\text{㎡}$  ..... OK

緑地の計算  
 $100\text{㎡} \times 2 + 60\text{㎡} + 50\text{㎡} = 310\text{㎡}$   
 (緑の質が高い緑地)

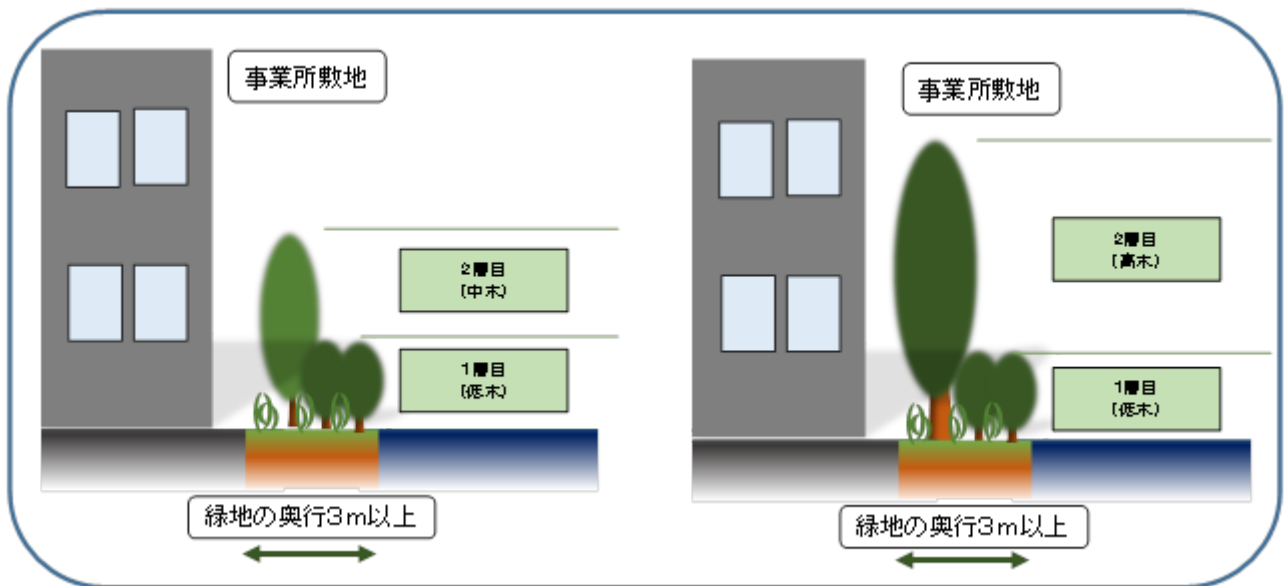
緑化率の計算  
 $310 / 2,000 = 15.5\%$  ..... OK

## 1-②敷地内緑化【緑地空間の創出】

高木・中木・低木・草本のうち2階層以上からなる緑地空間を形成し、工場の周辺地域のみどり豊かな環境に寄与することを目的とします。

### 【条件】

- ・緑地の奥行は、3 m以上であること。
- ・階層の一つは高木若しくは中木とし、既存の高木若しくは中木を含みます。
- ・2層目の高木若しくは中木の層は、樹冠の面積が緑地面積の50%以上を占めていること。なお、樹冠面積の算定にあたっては、新植の高木は3倍、中木は2倍、樹高5 m以上の既存木は1.5倍の直径で算出される面積とします。
- ・2層目に中木を使用する場合は、1層目の植栽本数は、10 m<sup>2</sup>当たり低木12本以上とし、草本を植栽する場合には緑地面積の25%以上植栽すること。
- ・2層目に高木を使用する場合は、1層目の植栽本数は、10 m<sup>2</sup>当たり中木8本以上、または低木12本以上とし、草本を植栽する場合には緑地面積の25%以上植栽すること。
- ・草本は、25株以上/m<sup>2</sup>の密度で植栽すること。
- ・外周部に緑の質が高い緑化を行う場合は、原則、公道に接すること。



【中木・低木により緑化した場合のイメージ】

【高木・低木により緑化した場合のイメージ】

### 【緑の質が高い緑地の算定】

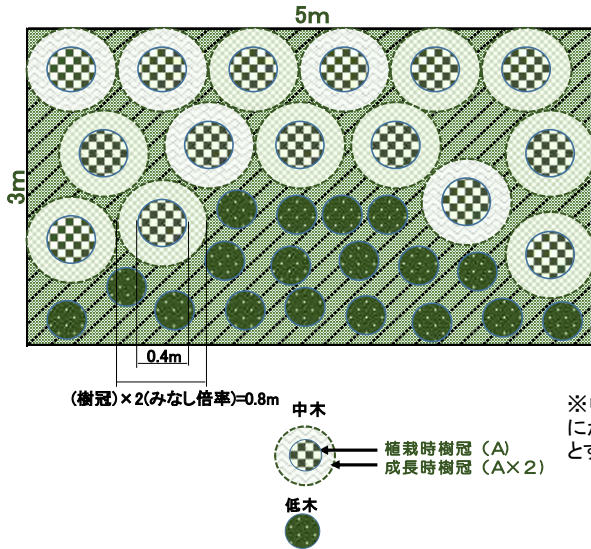
- ・上記の条件を満たす緑の質が高い緑地空間は、緑地面積を1.5倍とみなします。

【植栽事例】 植栽面積 15㎡の場合

●中木を1階層とする場合の植栽パターン

2層目		1層目	
中木	緑地面積の50%以上	低木	12本以上/10㎡
		草本	緑地面積の25%以上 25株以上/㎡

【イメージ図】



中木の計算

みなすことのできる樹冠
$0.4m \times 2 = 0.8m$
みなすことのできる樹冠面積
$(0.8/2)^2 \times \pi = 0.50m^2/本$
必要本数
$15m^2 \times 50\% = 7.5m^2$ $7.5m^2 / 0.50 = 15本$
中木植栽本数15本

低木の計算

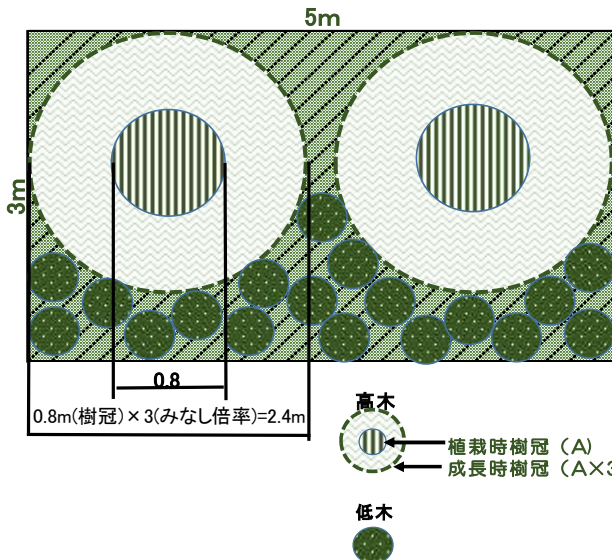
必要本数
$15m^2 \times 12本 / 10m^2 = 18本$

※中木については、将来においても植栽時に定められた本数にかかわらず、緑地面積の50%が樹冠で覆われている状態とすること。

●高木を1階層とする場合の植栽パターン

2層目		1層目	
高木	緑地面積の50%以上	中木	8本以上/10㎡
		低木	12本以上/10㎡
		草本	緑地面積の25%以上 25株以上/㎡

【イメージ図】



高木の計算

みなすことのできる樹冠
$0.8m \times 3 = 2.4m$
みなすことのできる樹冠面積
$(2.4/2)^2 \times \pi = 4.52m^2/本$
必要本数
$15m^2 \times 50\% = 7.5m^2$ $7.5m^2 / 4.52 = 1.66 \approx 2本$
高木植栽本数2本

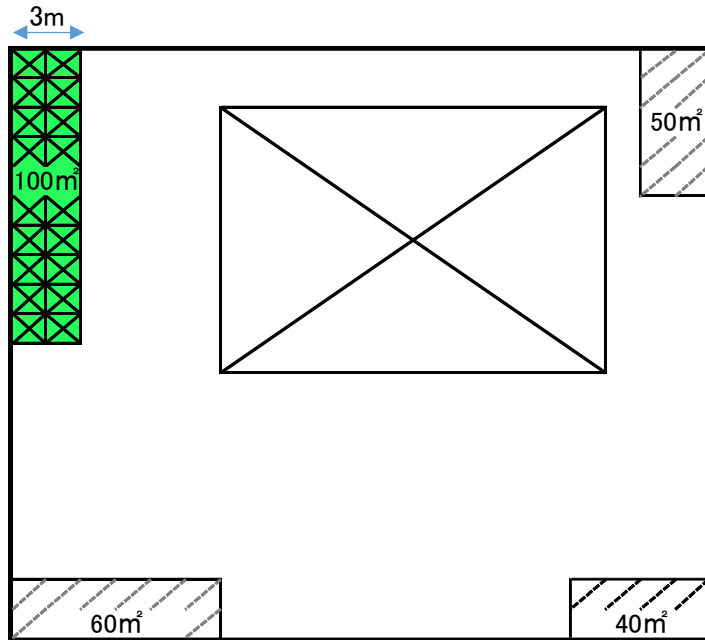
低木の計算

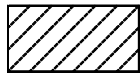
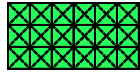
必要本数
$15m^2 \times 12本 / 10m^2 = 18本$

※高木については、将来においても植栽時に定められた本数にかかわらず、緑地面積の50%が樹冠で覆われている状態とすること。

【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000m<sup>2</sup>  
 緑化率 15%  
 必要な緑地面積 300m<sup>2</sup>



凡例	
	通常の緑地
	緑の質が高い緑地 (緑地空間の創出)

緑の質が高い緑地を創出することにより  
 減じることができる平面的な緑地面積の上限  $2,000 \times 5\% = 100\text{m}^2$

平面的な緑地の計算  
 必要な緑地面積  $300\text{m}^2 - \text{緑地面積} 250\text{m}^2 (100\text{m}^2 + 60\text{m}^2 + 40\text{m}^2 + 50\text{m}^2)$   
 $= 50\text{m}^2 \leq 100\text{m}^2 \dots \text{OK}$

緑地の計算  
 $100\text{m}^2 \times 1.5 + 60\text{m}^2 + 40\text{m}^2 + 50\text{m}^2 = 300\text{m}^2$   
(緑の質が高い緑地)

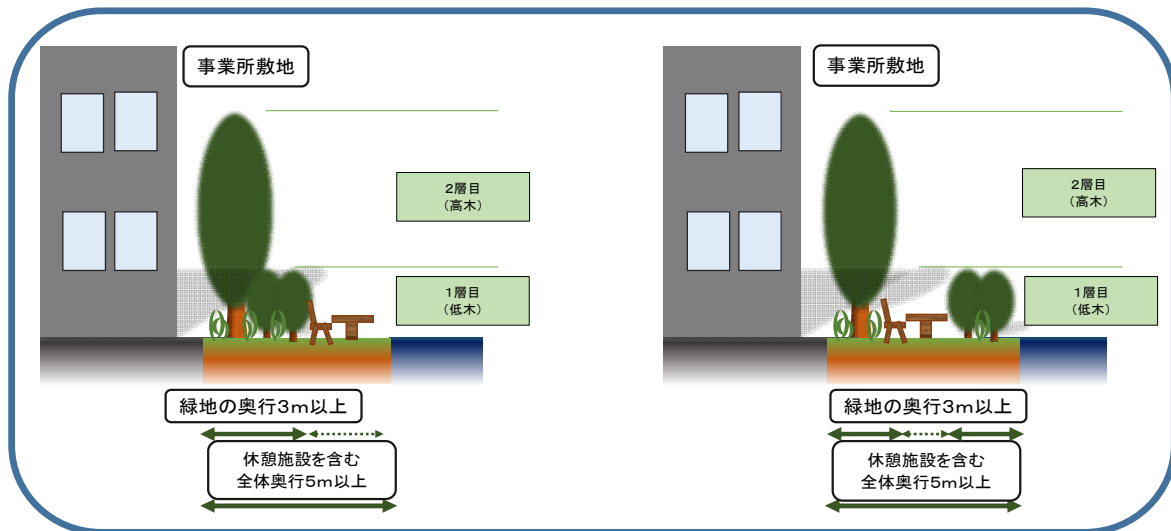
緑化率の計算  
 $300 / 2,000 = 15\% \dots \text{OK}$

## 2 休憩施設の設置

敷地内に、1-①敷地内緑化【樹林地の創出】または1-②敷地内緑化【緑地空間の創出】により複数階層の緑地と合わせて休憩施設を設置することで、利用者の憩いの場が形成されることを目的とします。

### 【条件】

- ・敷地内緑化に1辺以上接すること。
- ・休憩施設を設置する場合は、休憩施設の面積が隣接する緑地面積の20%以上40%以下の範囲で緑の質が高い緑地とみなすことができます。
- ・前項目の休憩施設を緑地面積の40%以上設置した場合は、40%を超える面積について、環境施設の基準を満たすものについては、環境施設として扱うことができます。
- ・敷地内緑化と休憩施設を合わせた奥行は、5m以上とします。
- ・休憩施設の構造や材質は、景観に配慮するとともに、固定式等で恒常的に使用できるものとします。
- ・休憩施設は工場敷地外周部に設置し、常時一般市民等が利用できることを原則とします。ただし、工場従業員が利用できるよう工場敷地内に設置するものを含みます。
- ・休憩施設面積は、ベンチ等休憩施設を投影したものの外周に90cmを足して算定した面積とします。ただし、複合する休憩施設（ベンチとテーブル等）については、その施設の寸法に90cmの幅を加え算定した面積とします。（次ページ参照）



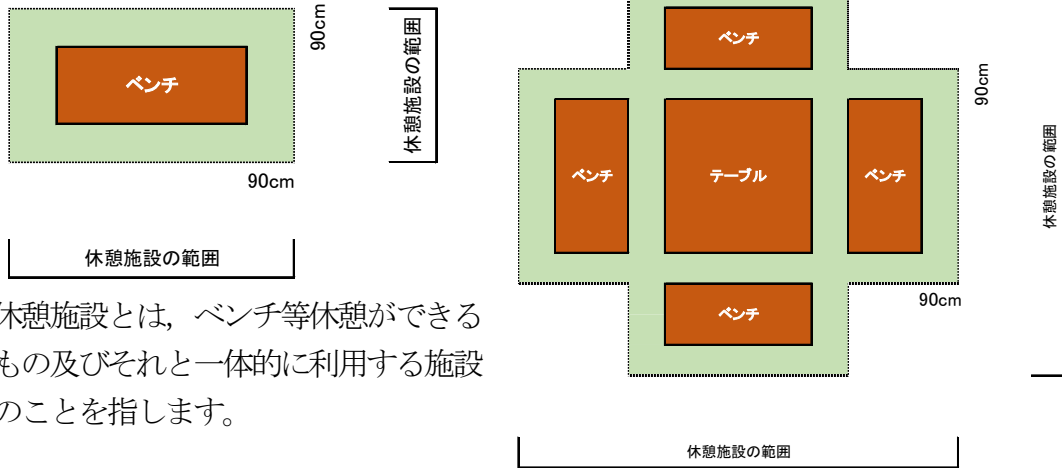
【休憩施設を設置した場合のイメージ】

### 【緑の質が高い緑地の算定】

- ・上記の条件を満たす休憩施設を含む緑の質が高い緑地は、緑地面積を2倍とみなします。



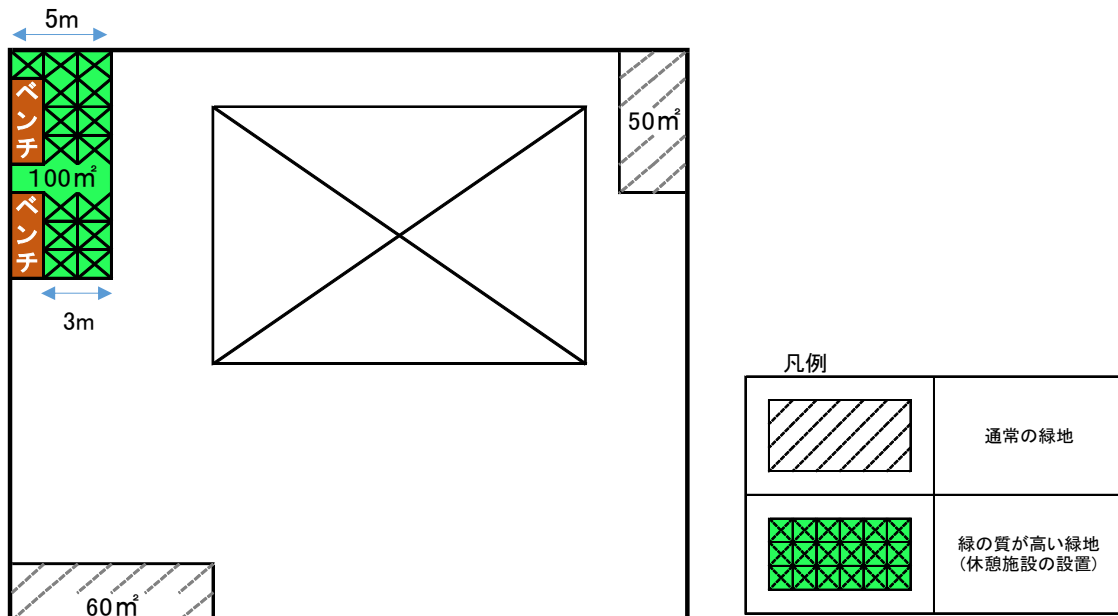
【休憩施設の範囲の事例】



※休憩施設とは、ベンチ等休憩ができるもの及びそれと一体的に利用する施設のことを指します。

【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000㎡  
 緑化率 15%  
 必要な緑地面積 300㎡



緑の質が高い緑地を創出することにより減じることができる平面的な緑地面積の上限  $2,000 \times 5\% = 100\text{㎡}$

平面的な緑地の計算  
 必要な緑地面積  $300\text{㎡} - \text{緑地面積} 210\text{㎡} (100\text{㎡} + 60\text{㎡} + 50\text{㎡}) = 90\text{㎡} \leq 100\text{㎡} \dots \text{OK}$

緑地の計算  
 $100\text{㎡} \times 2 + 60\text{㎡} + 50\text{㎡} = 310\text{㎡}$   
 (緑の質が高い緑地)

緑化率の計算  
 $310 / 2,000 = 15.5\% \dots \text{OK}$

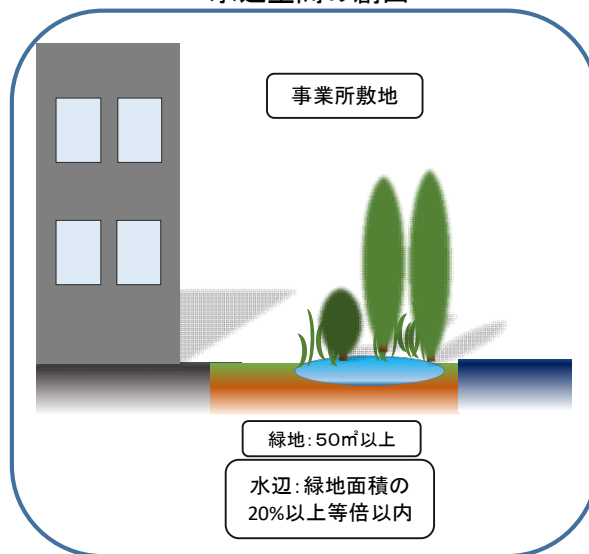
### 3 水辺空間の創出

緑地と合わせて水辺空間を形成することにより、多様な生物が生息し、水辺があることで人にとっても癒しや、潤いを与えることを目的とします。

#### 【条件】

- ・ 50㎡以上の緑地に合わせて（内包または隣接），緑地面積の20%以上等倍以内の水辺空間を形成すること。
- ・ 水辺空間を形成する池等については，管理を行い良好な状態を保つこと。
- ・ 池等には，常時水が滞留若しくは流下していること。
- ・ 水面は開放し，ネット等で覆わないこと。

水辺空間の創出



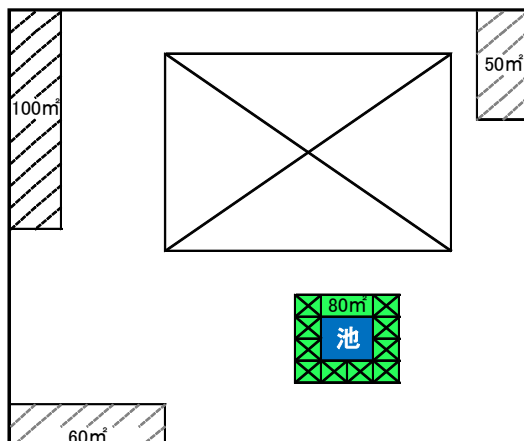
【水辺空間を創出した場合のイメージ】

#### 【緑の質が高い緑地の算定】

- ・ 上記の条件を満たす水辺空間を含む緑地は，緑地面積を2倍とみなします。

#### 【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000㎡  
 緑化率 15%  
 必要な緑地面積 300㎡



緑の質が高い緑地を創出することにより  
 減じることができる平面的な緑地面積の上限  $2,000 \times 5\% = 100\text{㎡}$

平面的な緑地の計算  
 必要な緑地面積  $300\text{㎡}$  - 緑地面積  $290\text{㎡}$  ( $100\text{㎡} + 60\text{㎡} + 80\text{㎡} + 50\text{㎡}$ )  
 $= 10\text{㎡} \leq 100\text{㎡}$  ……OK

緑地の計算  
 $80\text{㎡} \times 2 + 100\text{㎡} + 60\text{㎡} + 50\text{㎡} = 370\text{㎡}$   
 (緑の質が高い緑地)

緑化率の計算  
 $370 / 2,000 = 18.5\%$  ……OK  
 凡例

	通常の緑地
	緑の質が高い緑地 (水辺空間の創出)

## 4 CSR活動の実施

市が所有する緑地等において、緑地保全活動や緑の普及啓発等を担うことにより、参加者が自然と接し、緑に関心をもつ機会となることを目的とします。

### 【条件】

- ・活動範囲は、300㎡以上とします。
- ・藤沢市長とCSR活動に関する協定を締結すること。
- ・普及啓発活動は、一般市民を対象に実施すること。
- ・活動は年3回以上を基本とし、そのうち2回は、草刈・枝下ろし等の緑地保全活動とします。

### 【CSR活動の算定】

上記の条件を満たすことにより、必要な緑地面積の25%を上限として、活動面積と等倍の面積を敷地内の緑地面積とみなします。

### 【CSR活動の事例】

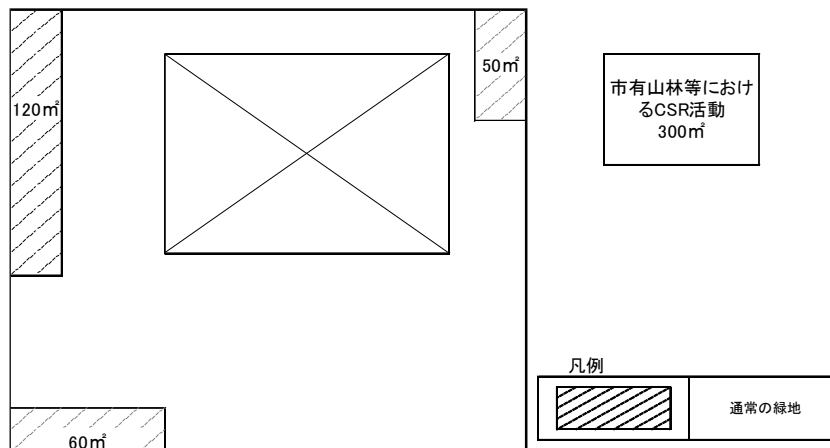
- ・草刈及び枝下ろし等の市有山林の維持作業
- ・樹名板の取付
- ・自然観察会の開催
- ・枝下ろし等の廃材を活用した木工教室等

※CSR活動の活動場所は限られていますのでご希望に添えない場合があります。

※CSR協定の締結の有無の判断には時間を要しますので、計画時または緑化手続きの30日以上前にご相談ください。

### 【緑化の算出事例】

工場敷地	2,000㎡
緑化率	15%
必要な緑地面積	300㎡
CSR活動	300㎡



CSR活動における緑地算入上限  $2,000 \times 15\% \times 25/100 = 75\text{㎡}$

緑地の計算  
 $120\text{㎡} + 60\text{㎡} + 50\text{㎡} + 75\text{㎡} = 305\text{㎡}$   
(CSR活動)

緑化率の計算  
 $305 / 2,000 = 15.25\% \dots \dots \dots \text{OK}$

## 5 区域外緑地の設定

工場等の敷地内にやむを得ず緑地が確保できない場合、区域外に緑地を確保することで、当該工場周辺における生活環境の保持に寄与することを目的とします。

### 【条件】

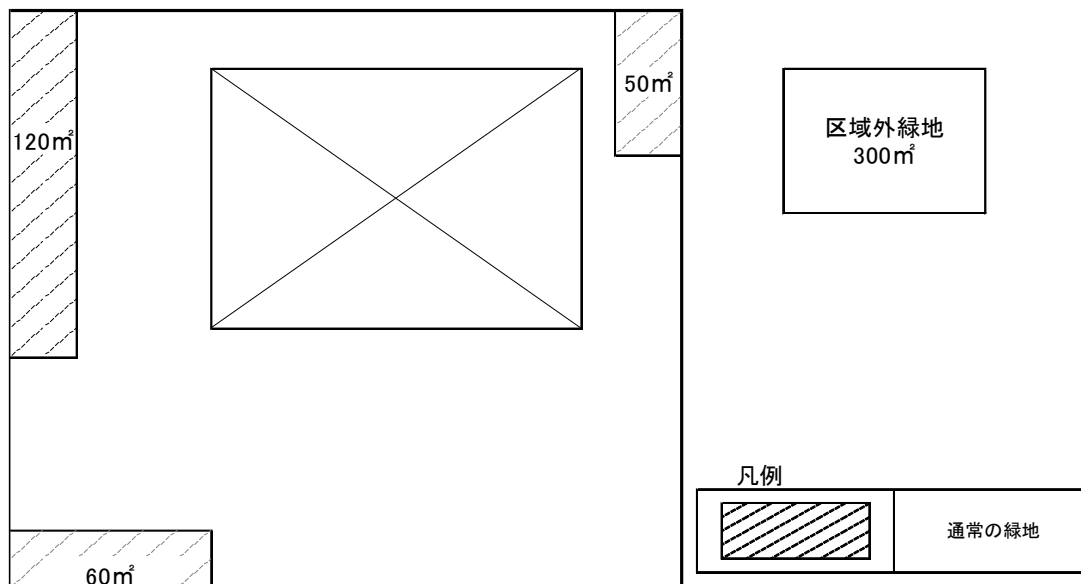
- ・工場敷地内に規定の緑地面積を確保できないこと。
- 区域外に確保する緑地の条件
  - ・自己所有地であること。（長期使用(5年以上)を確約することを証明できるものを含む。）
  - ・樹木に覆われた良好な緑地であり、また、継続的に管理を行うこと。
  - ・市内の工場等の周辺（おおむね2 km以内）に確保すること。やむを得ず確保ができない場合については、市内の市街化区域内に確保すること。

### 【区域外緑地の算定】

上記の条件を満たすことにより、必要な緑地面積の25%を上限として、等倍の面積を敷地内の緑地面積とみなします。

### 【緑化の算出事例】

工場敷地	2,000㎡
緑化率	15%
必要な緑地面積	300㎡
区域外緑地	300㎡



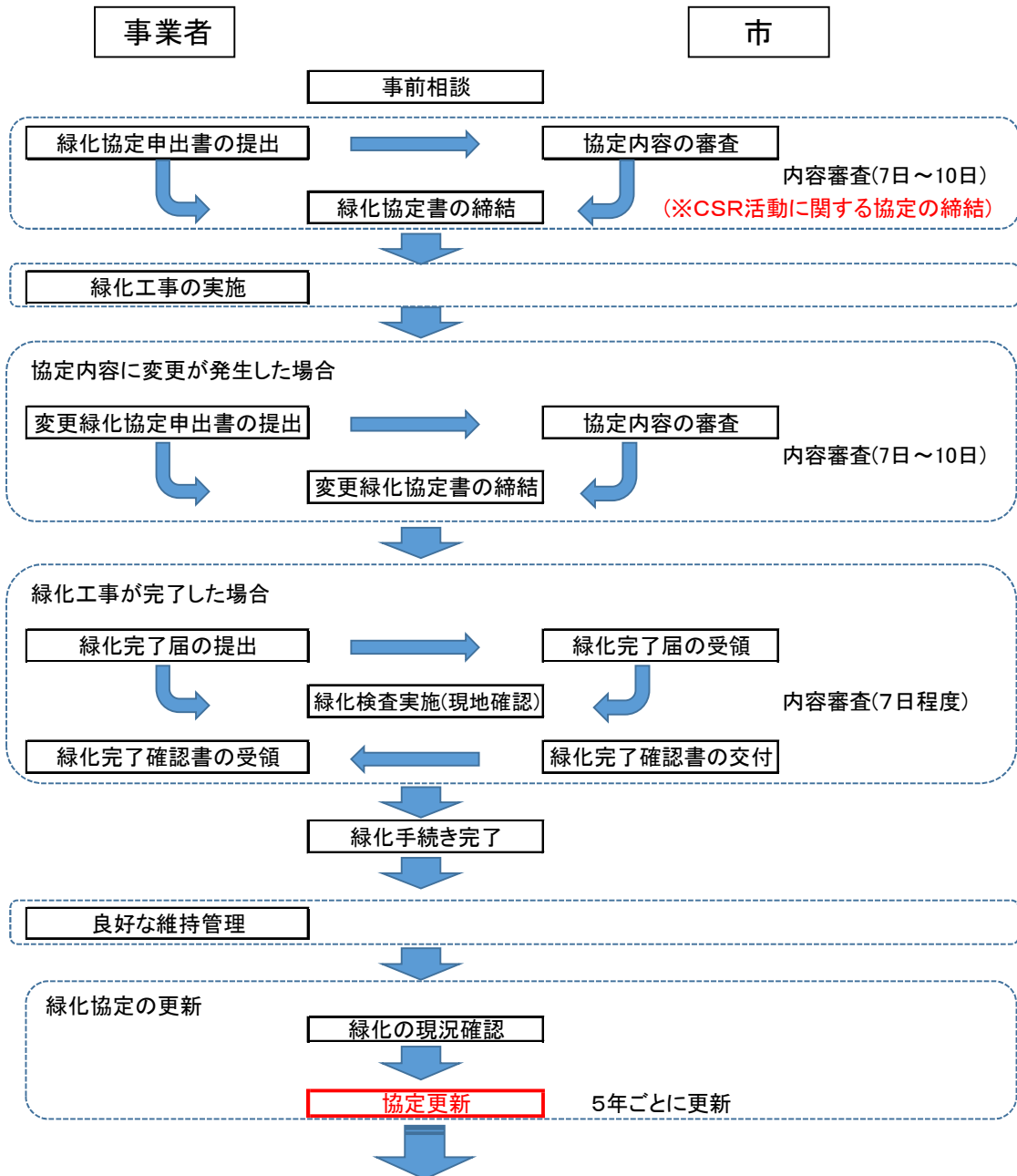
$$\text{区域外緑地算入上限} \quad 2,000 \times 15\% \times 25/100 = 75 \text{㎡}$$

$$\text{緑地の計算} \quad 120 \text{㎡} + 60 \text{㎡} + 50 \text{㎡} + 75 \text{㎡} = 305 \text{㎡} \quad (\text{区域外緑地})$$

$$\text{緑化率の計算} \quad 305 / 2,000 = 15.25\% \dots \dots \text{OK}$$

## 6. 緑化の流れについて

### 緑化の流れ(緑化協定)



※5年ごとの協定更新時に現地確認を行います。

※緑の質が高い緑地については、良好な維持管理が行われていない場合、緑化協定の更新が行えない場合があります。

※CSR活動を実施する場合は、別途、藤沢市長とCSR活動に関する協定の締結が必要となります。

## 7. 緑の質が高い緑化手法を取入れた場合の提出書類

通常の提出書類(P26 参照)の他に次の書類を提出してください。

必要書類

- ・ CSR活動の実施                      CSR活動に関する協定書の写し
- ・ 区域外緑地の設定                  土地の所有を証明できるもの（土地登記簿謄本の写しもしくは、土地賃貸借契約書の写し等）

## 8. 一般事項

### 1 緑地面積の算定方法(緑の質が高い緑化手法を除く)

緑地面積の算定は、次のとおりとする。(規則第 30 条)

号数	規則第 30 条の本文	説明
1	全体的に樹木が育成し、置石、柵、縁石等により区画されているものについては、当該区画された部分の面積を緑地面積とする。	P 1 9 ①参照
2	一列並木状(すべての樹木が高さ 2.5 メートル以上で、かつ、樹幹の間隔がすべて 5 メートル以内であるものに限る。)に植栽されている場合は、その両端の樹幹の距離に 1 メートルを乗じて得た数値を緑地面積とする。	P 1 9 ②参照
3	高さ 50 センチメートル以上 1.5 メートル未満の樹木の寄せ植えについては、当該樹木に覆われる部分の面積を緑地面積とする。	P 2 0 ③参照
4	高さ 1.5 メートル以上の樹木の集団については、当該樹木の集団の外側の幹を結んだ線に囲まれた部分の面積を緑地面積とする。	P 2 0 ④参照
5	独立樹木(次号に規定する樹木を除く。)については、当該樹木の樹冠に覆われる部分の面積を緑地面積とする。	P 2 1 ⑤参照
6	既存の高さ 5 メートル以上の樹木については、当該樹木の樹冠に覆われる部分の直径に 1.5 を乗じて得た面積を緑地面積とする。	P 2 1 ⑥参照
7	樹木と芝が混生して植栽されている場合において、当該植栽により区画されている部分の面積の 30 パーセントに相当する面積を限度として、当該芝の部分の面積は、緑地面積とみなす。	P 2 3 ⑦参照
号数	規則第 36 条の本文	説明
1	工場等の緑地面積の算定に当たっては、第 30 条第 1 号から第 7 号までに規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる環境施設が緑地に囲まれている場合には、緑地面積の 25 パーセントに相当する面積を限度として、当該施設の面積に当該施設の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じた面積を緑地面積とみなす。	P 2 3 ⑧参照

緑地面積の算定は様々な手法により確保することができるため、各手法による面積について、それぞれの区画ごとに緑化面積を算出する。



## 2 緑地面積の算定の説明および計算例

### (1) 樹木等による植栽の方法について

- ① 置石、柵、縁石等により区画されているものについて当該区画された部分の面積を緑地面積とし、緑地面積 10 m<sup>2</sup>あたり、【高木(樹高 2.5m 以上)2本、中木(樹高 1.5m 以上)4本、低木(樹高 0.5m 以上)6本】の合計 12 本以上を植樹すること。

※植栽樹木については、高木 1 本=中木 4 本、中木 1 本=低木 1.5 本として相互に振替えることができる。ただし、敷地内に高木、中木それぞれ 1 本以上を植樹し、小数点は切上げた本数とする。

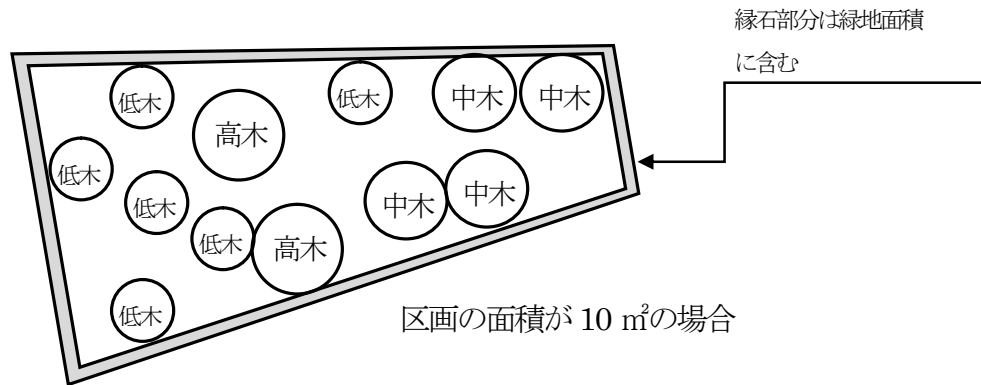
#### 計算例

計画緑化面積 10.55 m<sup>2</sup>の樹木必要本数を算出する場合

$$\text{高木 } 10.55 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 本} / 10 \text{ m}^2 = 2.11 \dots 3 \text{ 本}$$

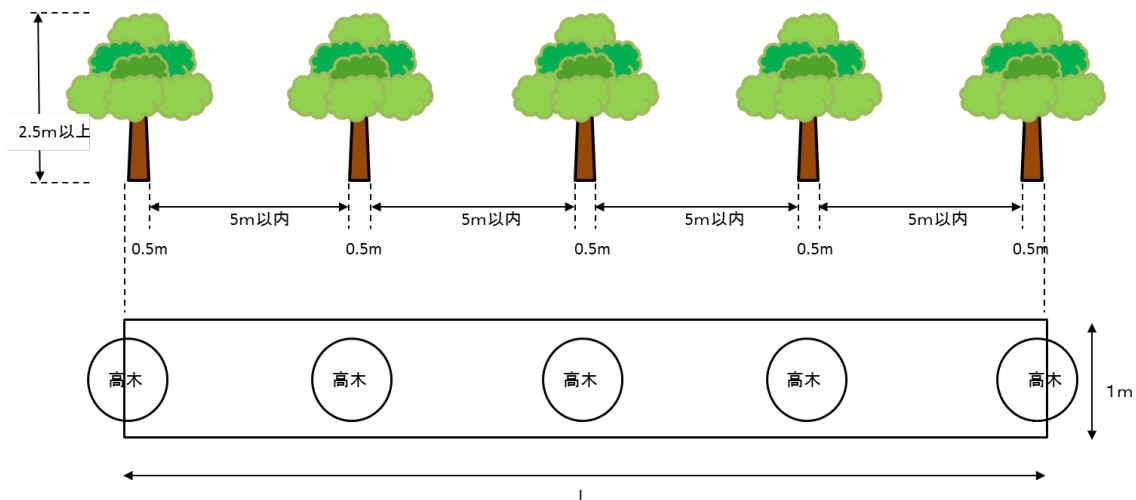
$$\text{中木 } 10.55 \text{ m}^2 \times 4 \text{ 本} / 10 \text{ m}^2 = 4.22 \dots 5 \text{ 本}$$

$$\text{低木 } 10.55 \text{ m}^2 \times 6 \text{ 本} / 10 \text{ m}^2 = 6.33 \dots 7 \text{ 本}$$



- ② 一列並木状(すべての樹木が高さ 2.5m 以上で、かつ、樹幹の間隔がすべて 5m 以内のもの。)に植栽されている場合

その両端の樹幹の距離に 1m を乗じて得た数値を緑地面積とする。

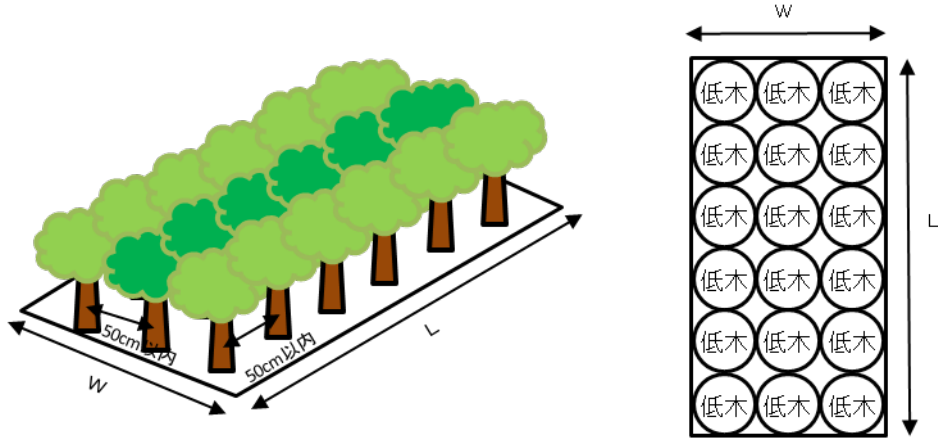


#### 計算例

樹幹直径 50cm の樹木を 5m 感覚で 5 本植えた場合

$$(5\text{m} \times 4 \text{ スパン} + 0.5\text{m} \times 5 \text{ 本}) \times 1.0\text{m} = 22.5 \text{ m}^2$$

- ③ 高さ 50 センチメートル以上 1.5 メートル未満の樹木の寄せ植え  
 当該樹木に覆われる部分の面積を緑地面積とする。
- ・ 寄せ植えの樹幹間隔は 50 センチメートル以内とする。
  - ・ 寄せ植えの樹木本数は 3 本以上とする。

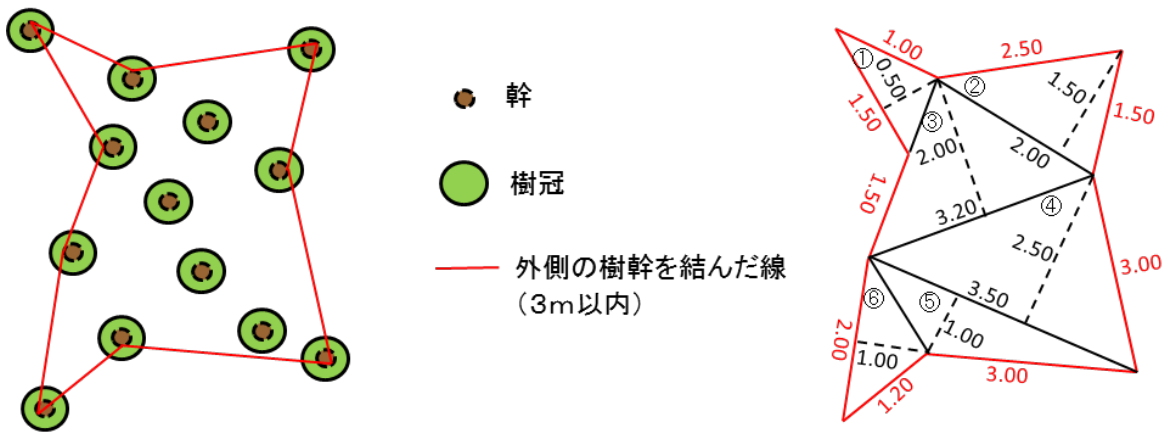


高さ 50 cm 以上 1.5m 未満の樹木の寄せ植えの例

計算例

W = 1.50m, L = 3.00m としたときの緑地面積を算出する場合  
 $(1.50\text{m} \times 3.00\text{m}) = 4.5 \text{ m}^2$

- ④ 高さ 1.5 メートル以上の樹木の集団について  
 樹幹間隔 3m メートル以内かつ樹木本数は 3 本以上の樹木の集団の樹幹の外側を結んだ線に囲まれた部分の面積を緑地面積とする。

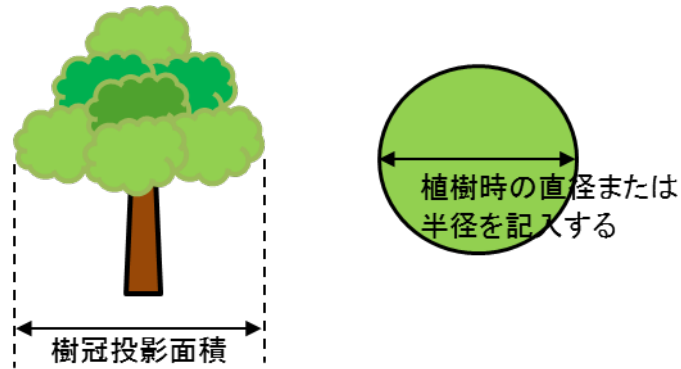


高さ 1.5 メートル以上の樹木の集団の例

計算例

三斜求積により計算する (① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥)  
 $\{(1.50 \times 0.50) + (2.00 \times 1.50) + (3.20 \times 2.00) + (3.50 \times 2.50) + (3.50 \times 1.00) + (2.00 \times 1.00)\} / 2 = 12.20 \text{ m}^2$

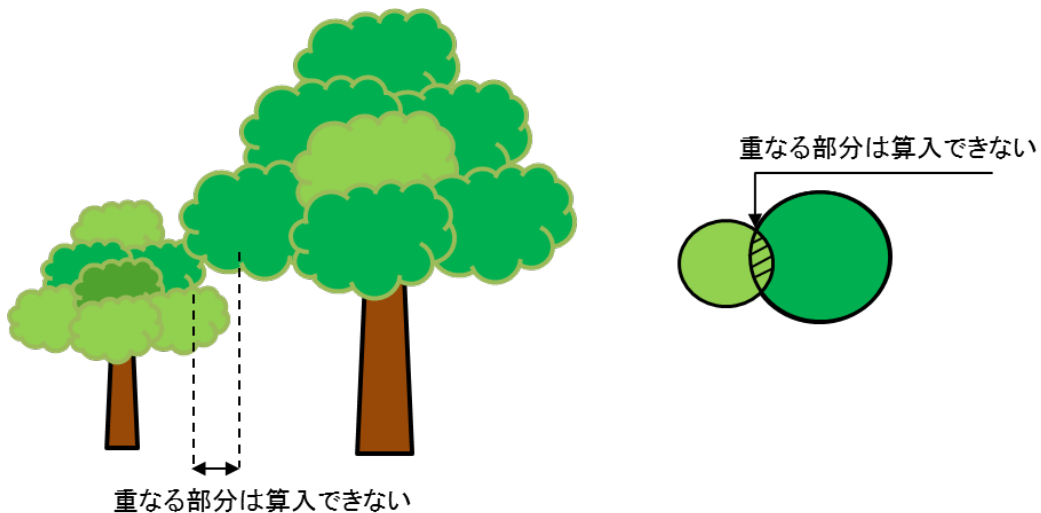
- ⑤ 独立樹木(次号に規定する樹木を除く。)について  
 当該樹木の樹冠に覆われる部分の面積を緑地面積とする。  
 ※独立樹木が重なり合う場合、重複する部分は緑地面積に算入できない。  
 ※独立樹木の樹冠に覆われる部分が建築物に重なる部分は、生育に支障がなければ緑地面積に算入することができる。  
 (注)植樹時(緑化検査時)の樹冠の寸法を記入すること。植樹時に計画の樹冠寸法に満たない場合は緑地面積に算入できないこともあるため注意すること。



独立樹木の緑地面積部分

計算例

樹冠(直径)が1.5mの場合  
 $(0.75\text{m} \times 0.75\text{m} \times \pi) = 1.76\text{m}^2$



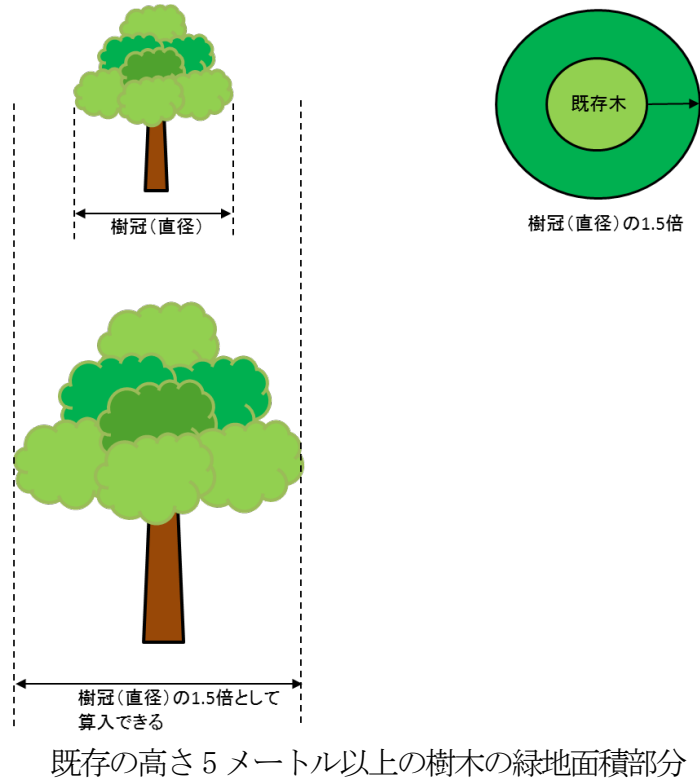
独立樹木の重複する例

計算例

樹冠(直径)が0.5mと1.5mであり、重複する場合  
 $1.90\text{m}^2$  (重複する樹木のためCAD等により計算)  
 ※CAD等により算出した場合はその旨を記載してください。

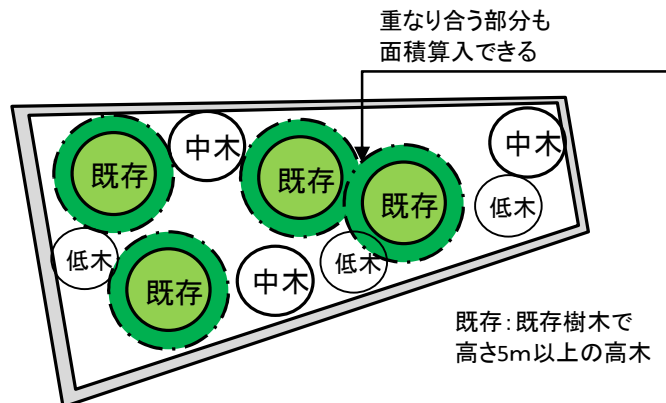
- ⑥ 既存の高さ5メートル以上の樹木については、当該樹木の樹冠に覆われる部分の直径に1.5を乗じて得た面積を緑地面積とする。

- この場合において、当該緑地が縁石等により区画されている場合は、当該区画された面積を緑地面積とし、当該樹木の樹冠に覆われる部分の直径に1.5を乗じて得た面積を緑地面積に加算することができる。なお、当該樹木の樹冠に覆われる部分の直径に1.5を乗じて得た面積の部分が重なり合う場合は、重なり合う部分の面積もすべて算入できる。



計算例

樹高5m・樹冠（直径）が1.5mの場合  
 $\{(0.75\text{m} \times 1.5\text{倍})^2 \times \pi\} = 3.97\text{ m}^2$



既存の高さ5メートル以上の樹木を含む縁石等で囲われている緑地の例

区画の面積10 m<sup>2</sup>の緑地に、既存の高さ5m、樹冠（直径）が2.00mの樹木を4本含んでいる場合。【既存木のみなし直径=2.00m×1.5倍=3.00m】

計算例

$$10.00\text{ m}^2 + \{(3.00\text{m}/2)^2 \times \pi - (2.0\text{m}/2)^2 \times \pi\} \times 4 = 25.70\text{ m}^2$$

- ⑦ 樹木と芝が混生して植栽されている場合  
 当該植栽により区画されている部分の面積の 30%に相当する面積を限度として、当該芝の部分の面積は、緑地面積とみなす。
- ⑧ 環境施設  
 環境施設が緑地に囲まれている場合には、緑地面積の 25%に相当する面積を限度として、当該施設の面積に当該施設の区分に応じ、票と定める割合を乗じた面積を緑地面積とみなす。

環境施設の名称	緑地面積とする割合
噴水、水流、池、滝、つき山その他これらに類するもの	100 パーセント
テニスコート、バレーコートその他これらに類するもの	25 パーセント
広場（後天的に整備されたオープンスペース）	100 パーセント

### 3 その他の緑化について

#### (1) 建物緑化

##### ① 屋上緑化

##### 1) 樹木による緑化

- ・低木(高さ 1.5m 未満) 2.5 本/m<sup>2</sup>以上  
 (例) ツツジ類・アセビ・シャリンバイ等
- ・中木(高さ 1.5m 以上 2.5m 未満) 0.5 本/m<sup>2</sup>以上  
 (例) ソヨゴ・ハナズオウ・ウバメガシ等

##### 2) 地被類による緑化

(例)

- ・ヤブラン 25 株/m<sup>2</sup>以上
- ・タマリユウ 25 株/m<sup>2</sup>以上
- ・ヘデラ 9 株/m<sup>2</sup>以上
- ・芝 目地幅 5cm 以内 (種子吹付工の場合は検査時に発芽していること)

上記に該当しない種類を地被として使用を計画する場合は、個別相談による。

##### 3) 緑化マット等による緑化

製品の規格、能力を確認し、生育に支障がないものとする。

##### ② 壁面緑化

##### 1) ツル植物

ツル植物(多年草に限る) 3 株/m 以上

(例) ヘデラヘリックス・スイカズラ

誘引資材については、ワイヤーであれば 20cm 間隔、ネットであれば 15cm 目を上限とする。

(緑地面積は、誘引資材の実施面積とする。緑化検査時にツル植物が発芽していることを確認された場合に、誘引資材の実施面積を緑地とする。)

誘引資材は建築物に固定する構造とすること。

##### 2) プランター・パネルタイプ

プランター・パネルタイプについては、設置したプランター等の垂直投影面積を緑化面積とする。(プランターは容易に移動できないものとする)

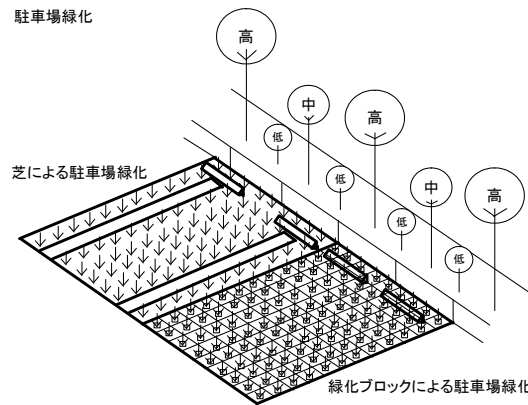
(2) 構造物緑化について

自転車置き場の屋根やフェンスに緑化を施した場合、緑地面積に算入することができる。ただし、地表部緑化面積（P30表参照）の30%を算入限度とする。

植栽基準は、多年草のツル性植物を3/m株以上植えるものとする。

(3) 駐車場緑化について

駐車場緑化を行う際に、地被類を用いた場合も緑地面積に算入できるが、地表部緑化面積（P30表参照）の30%を算入限度とする。また、緑化ブロック等を使用する場合は、各製品により緑化係数が決まっているため、係数をかけた面積を緑地面積とする。（実施する場合は、提出書類に製品のパンフレットを添付すること。車の乗り入れが頻繁にある場合は係数の低い製品を使用すること。）



(4) 庇の下に緑地を設置する場合の考え方

庇の下については、以下の要件を満たす場合については緑地として算入できる。

- ① 植栽予定の樹木の生育に十分な日照が見込まれる（南向きであるなど）
- ② 庇の高さ2.5m以上もしくは植栽予定の樹木の生育に十分な高さがある。
- ③ 緑地に雨水の流入が見込まれる。

(5) 緑地内の設置物

緑地内の設置物については、以下の要件を満たす場合について、緑地として算入できる。

- ① 岩、像、案内板等修景を目的とした設置物であり、緑地内部に設置される場合
- ② 電柱、消火栓等修景以外の機能を有する設置物は、0.1 m<sup>2</sup> (30cm 四方程度) 以下かつ、四方に十分植栽がされている場合において、樹木による緑化面積として算入できる。

(6) その他の植栽基準

- ① 緑地は、原則として敷地境界線に面して配置すること。
- ② 植栽は緑地内に均一に配置すること。
- ③ 地表面から根鉢が出ないこと。
- ④ 地盤面が地盤改良工事を伴う不良土壌である場合には、措置を講じること。
- ④ 当該建築敷地の用途地域が近隣商業地域または商業地域にまたがる場合は、建物緑化をしなければならない。（（1）建物緑化について参照）



(7) 植栽の配置について

- ①原則、敷地の内周に配置すること。
- ②緑地の内周に配置する緑地の幅

敷地面積	緑地の幅
5000 m <sup>2</sup> 未満	1m以上
5000 m <sup>2</sup> 以上	2m以上

## 9. 緑化の手続き

(1) 提出書類について

提出書類	緑化協定の申出	緑化協定の締結	緑化協定変更の申出	変更緑化協定の締結	緑化工事完了	備考
緑化協定申出書	○【1部】	-	-	-	-	
緑化協定変更申出書	-	-	○【1部】	-	-	
緑化完了届	-	-	-	-	○【2部】	
植栽内訳書(第23号様式)	○【1部】	-	○【1部】	-	-	
案内図	○【1部】	-	○【1部】	-	○【2部】	
土地利用計画図等	○【1部】	-	○【1部】	-	○【2部】	
敷地面積求積図	○【1部】	-	○【1部】	-	-	
緑化計画図	○【1部】	-	○【1部】	-	○【2部】	
緑化面積求積図	○【1部】	-	○【1部】	-	○【2部】	
植栽立面図	○【1部】	-	○【1部】	-	○【2部】	
緑化協定書	-	○【2部】	-	-	-	
緑化変更協定書	-	-	-	○【2部】	-	
CSR協定書(写し)	△【1部】	-	△【1部】	-	-	CSR活動の実施を行う場合
土地登記簿謄本等(写し)	△【1部】	-	△【1部】	-	-	敷地外緑地の設定の場合 自己所有地以外は長期使用を確認できる書類
緑化しゅん工図	-	-	-	-	○【2部】	
緑化完了の状況を撮影した写真	-	-	-	-	○【2部】	

○必須  
△必要に応じ

※緑化協定申出書は緑化工事着手前まで、緑化協定変更申出書は変更が生じた後に速やかに提出してください。

※緑化完了届は緑化工事完了後速やかに提出してください。

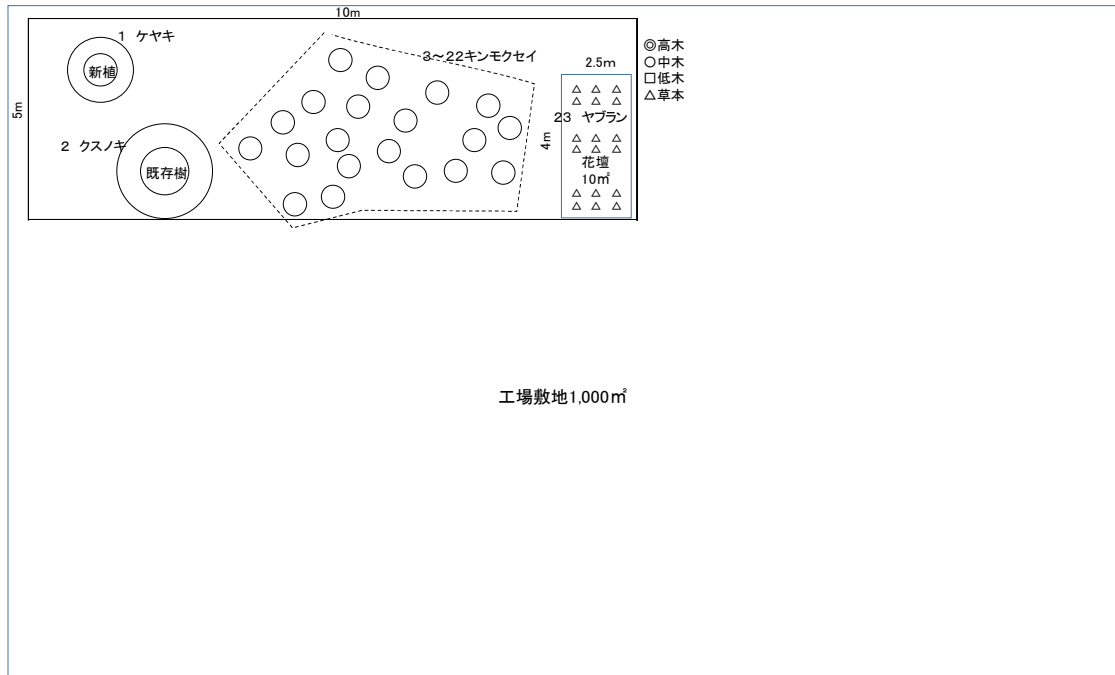
## 緑化協定申出書について

- ・ 緑化協定申出書は、工事着手前までに事業者が1部提出してください。
- ・ 緑化協定書には事業者の押印が必要となります。

緑化協定申出書 第22号様式（第44条関係）の添付書類一覧		
図 面	縮 尺	記 載 内 容
植栽内訳書	-	○第22号様式（第44条関係）を添付してください。 ○この表によらない場合は、別紙のとおりと記入し、別途、「緑化基準の手引き」内の緑化率等の確認表（緑化基準の手引きP57）を記入して添付してください。
案内図	1/2500程度	○方位、道路及び目標となる地物を記入してください。 ○対象地は着色または太線で囲ってください。
（委任状）	-	○事業者が申請を行わない場合は、代理人に手続きを委任をすることができます。 ○委任状の内容はみどり保全課のホームページ内の書式を参考にしてください。 ○図面の訂正等を代理人の印にて行う場合は、事前に委任状の代理人印に押印してください。
土地利用計画図等	1/300以上	○配置図（前面道路、公共公益施設等を明記してください。）
敷地面積求積図	1/300以上	○原則、三斜求積にて算出してください。 ○CAD等による求積を行う場合は測点と座標表を記入してください。 ○各宅地面積、道路等の公共公益施設等をそれぞれ分けて求積してください。
緑化計画図	1/300以上	○樹木等による緑化、生垣による緑化、地被類による緑化等、どの手法による緑化を計画するかわかるように記入してください。 ○高木、中木、低木の分けを行い、樹木の高さ、樹木の種類、樹木の本数を記入してください。 ○独立樹木を計画する場合は樹冠寸法を記入してください。 ○寄せ植え、樹木の集団、一列並木状を計画する場合の樹木は樹幹間隔を記入してください。
緑化面積求積図	1/300以上	○原則、三斜求積にて算出してください。 ○CAD等による求積を行う場合（変形緑地のみ）はCADによる求積と記入してください。 ○各宅地面積、道路等の公共公益施設等をそれぞれ分けて求積してください。
植栽立面図	1/300以上	○2方向の植栽が配置された立面図を添付してください。 ○植栽立面図によらない場合はイメージ図やパース等を添付してください。 ○既存の緑地のみで計画する場合は、現況図及び現況写真にて立面図の代わりとすることができます。
その他	-	○その他市長が必要と認める書類がある場合は添付してください。 ○緑化ブロックを使用する場合は、緑化率が明記されたカタログを添付してください。 ○壁面緑化を施工する場合は、壁面緑化の施工範囲・構造（構造は専用の資材を使用する場合は資材のパフレット等でよい）を記入してください。 ○既存樹木を計画に含む場合は、現況図及び現況写真を添付してください。

## (2) 緑化の算定例

### 樹林地の創出を取入れた場合の算定例



#### 緑化の条件

敷地面積1,000㎡ 緑化率10% 義務緑化面積100㎡

#### 緑の質が高い緑化樹林地の創出の条件(高木・中木・草本による3層構造の場合)

緑地の奥行 5m以上 植栽の構成 3層構造以上 算定上の緑化面積 当該緑地面積の2倍

平面的な緑化率  $50\text{m}^2 / 1,000\text{m}^2 = 5\%$

算定上の緑化率  $50\text{m}^2 \times 2 = 100\text{m}^2$   $100\text{m}^2 / 1,000\text{m}^2 = 10\%$

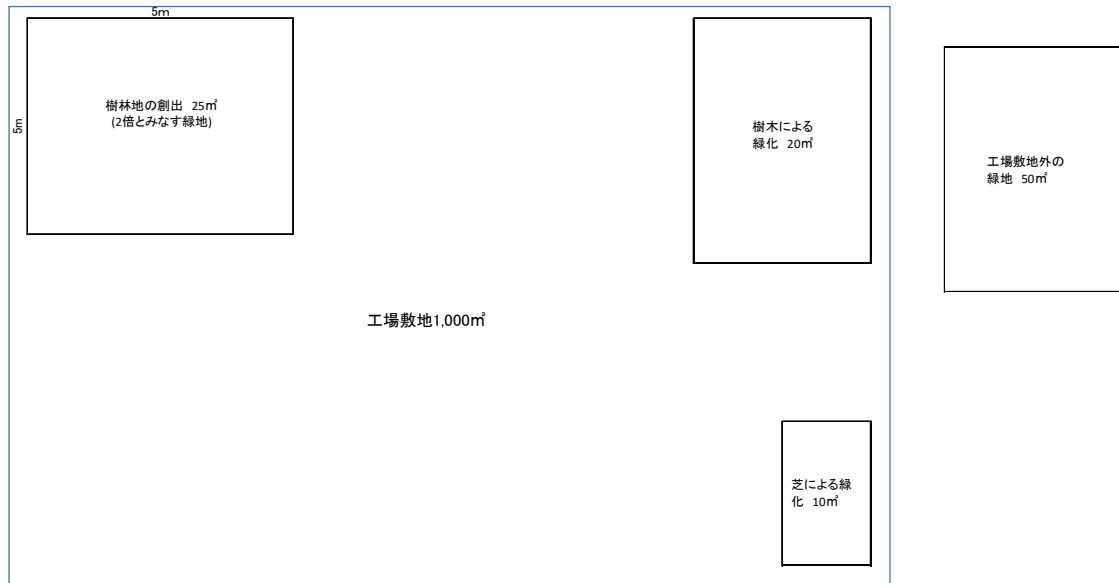
#### 緑化の算定

高木(3層目)								緑化面積の50%以上	
新植									
樹種	図面番号	規格(高さ)	樹冠直径	倍率	樹冠面積	本数	緑化面積	備考	
ケヤキ	1	2.5m	1.5m	3	15.89㎡	1本	15.89㎡		
計							15.89㎡		
既存樹									
樹種	図面番号	規格(高さ)	樹冠直径	倍率	樹冠面積	本数	緑化面積	備考	
クスノキ	2	10.0m	3.0m	1.5	15.89㎡	1本	15.89㎡	樹高5m以上	
計							15.89㎡		
合計							31.78㎡	$31.78\text{m}^2 / 50\text{m}^2 = 63.56\% \dots \text{OK}$	

中木(2層目)				4本/10㎡以上	
樹種	図面番号	規格(高さ)	本数	備考	
キンモクセイ	3~22	2.0m	20本		
合計			20本	$50\text{m}^2 \times 4 / 10 = 20\text{本} \dots \text{OK}$	

草本(1層目)				25株/㎡以上・緑地面積の20%以上		
樹種	図面番号	規格(高さ)	植栽密度	本数	面積	備考
ヤブラン	23	10.0cm	25株/㎡	15本	10.00㎡	
合計					10.00㎡	$50\text{m}^2 \times 20\% = 10\text{m}^2 \dots \text{OK}$

緑化に樹林地の創出と区域外緑地を取入れた場合の算定例

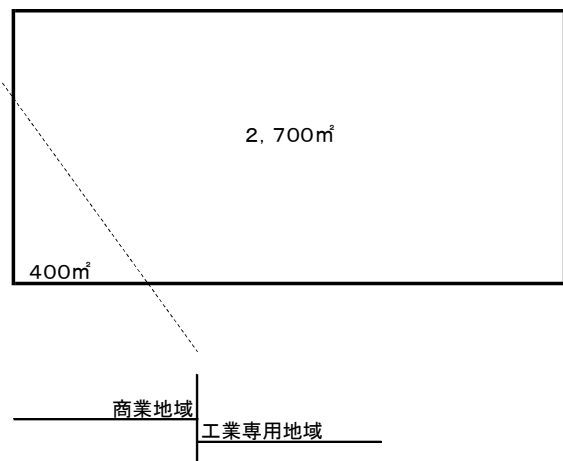


条件	
敷地面積	1,000m <sup>2</sup>
緑化率	10%
義務緑化面積	100m <sup>2</sup>

緑化の計算

樹木による緑化＝	20m <sup>2</sup>
芝による緑化	10m <sup>2</sup>
芝の算入限度面積 平面的な緑化面積×30%=(25m <sup>2</sup> +20m <sup>2</sup> +10m <sup>2</sup> )×30%=16.5m <sup>2</sup>	
芝面積 16.5m <sup>2</sup> ≥10m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
緑の質が高い緑化手法	
緑の質が高い緑化手法による緑化面積	
緑地空間の創出 25m <sup>2</sup> ×2倍＝	50m <sup>2</sup>
区域外緑地による参入できる緑地面積の限度 100m <sup>2</sup> ×25%＝25m <sup>2</sup>	
区域外緑地 50m <sup>2</sup> ≥25m <sup>2</sup>	25m <sup>2</sup>
緑地空間の創出＋区域外緑地＝50m <sup>2</sup> ＋25m <sup>2</sup> ＝75m <sup>2</sup>	75m <sup>2</sup>
緑化面積および緑化率	
樹林による緑地＋芝面積＋緑の質が高い緑化手法＝20m <sup>2</sup> ＋10m <sup>2</sup> ＋75m <sup>2</sup> ＝	105m <sup>2</sup>
算定上の緑化率	
105/1000＝10.5%	10.5%
平面的な緑化による緑化率の適合・不適合 (25m <sup>2</sup> +20m <sup>2</sup> +10m <sup>2</sup> ) / 1,000＝5.5%	適合

(3) 敷地が用途地域をまたがる場合



緑化基準			
用途	敷地面積		緑化率
工業専用地域	2,700m <sup>2</sup>	3,100m <sup>2</sup>	15%
商業地域	400m <sup>2</sup>		10%

緑化面積の計算例

案分率  
 $2,700\text{m}^2 \times 15\% + 400\text{m}^2 \times 10\% = 445\text{m}^2$   
 $445\text{m}^2 / 3,100\text{m}^2 = 14.35\%$

建物緑化面積

$400\text{m}^2 \times 2\% = 8\text{m}^2 \rightarrow 10\text{m}^2$

緑の質が高い緑地を取り入れた場合の緑化率

用途	敷地面積	緑化率	低減後の緑化率
工業専用地域	2,700m <sup>2</sup>	15%	10%
商業地域	400m <sup>2</sup>	10%	10%

緑化面積の計算例

案分率  
 $3,100\text{m}^2 \times 10\% = 310\text{m}^2$   
 $310\text{m}^2 / 3,100\text{m}^2 = 10.00\%$

(4) 緑化検査について

緑化工事が完了したら速やかに緑化報告書または緑化完了届（以下、完了書という。）の提出をしてください。

- ・完了書に添付する緑化しゅん工図を基に現地の検査を行います。
- ・緑化に関する内容のわかる者を現地検査立会者としてください。
- ・検査内容は主に次のとおりです。

土壌（ガラ等の混入有無）の確認

植栽本数，樹高，樹冠，樹幹の確認

緑化区画の寸法確認

植栽生育状況の確認

生垣等設置確認

納品伝票等の確認（植栽本数が多い場合）

緑の質が高い緑化手法を取入れた場合は必要書類

(4) 緑化率等の確認表

A敷地面積		m <sup>2</sup>
B緑化算定用敷地面積(公開空地を除く)		m <sup>2</sup>
C必要緑化率(500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満 10% 1,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満 15% 3,000以上 20%)		%
D必要緑化面積(B緑化算定用敷地面積×C必要緑化率)		m <sup>2</sup>
計画緑化面積	地表部緑化	
	E-1樹木の緑化区画面積(通常の緑地)	m <sup>2</sup>
	E-2緑の質の高い緑地等面積(⑦+⑧)	m <sup>2</sup>
	F樹木と芝が混在している緑化区画面積(樹木エリア)	m <sup>2</sup>
	G既存樹木・既存緑地の緑化区画面積	m <sup>2</sup>
	H芝等面積(⑱)	m <sup>2</sup>
	I建物緑化面積(⑳)	m <sup>2</sup>
	J環境施設算定区画面積	m <sup>2</sup>
K計画緑化面積合計		m <sup>2</sup>
L計画緑地率【K計画緑化面積合計÷B緑化算定用敷地面積】		%

その他の条件

※J環境施設算定区画限度面積【D必要緑化面積×0.25】

※K計画緑化面積合計≧D必要緑化面積

緑の質の高い緑地等の内容	①樹林地の創出 平面的な緑化面積	m <sup>2</sup>
	①樹林地の創出 みなし面積【②×2倍】	m <sup>2</sup>
	②緑地空間の創出 平面的な緑化面積	m <sup>2</sup>
	②緑地空間の創出 みなし面積【③×1.5倍】	m <sup>2</sup>
	③休憩施設の設置 平面的な緑化面積	m <sup>2</sup>
	③休憩施設の設置 みなし面積【④×2倍】	m <sup>2</sup>
	④水辺空間の創出 平面的な緑化面積	m <sup>2</sup>
	④水辺空間の創出 みなし面積【⑤×2倍】	m <sup>2</sup>
	⑤CSR活動による特例 活動面積(300m <sup>2</sup> 以上)	m <sup>2</sup>
	⑤CSR活動による特例 みなし面積 ⑤と⑩の小さい面積	m <sup>2</sup>
	⑥区域外緑地面積	m <sup>2</sup>
	⑥区域外緑地面積 みなし面積	m <sup>2</sup>
⑦緑の質が高い緑化手法等の平面的な緑化面積計(①+②+③+④)	m <sup>2</sup>	
⑦緑地とみなす面積計(①+②+③+④+⑤+⑥)	m <sup>2</sup>	
⑧みなすことができる緑地面積【⑨と(⑦-⑦)の小さい面積】	m <sup>2</sup>	

※⑨緑の質が高い緑地とみなす面積の限度【①敷地面積×5%】

※⑩CSR活動による特例緑地算定限度面積【D必要緑化面積×0.25】

※⑪区域外緑地算定限度面積【D必要緑化面積×0.25】

芝等面積の内訳	⑫芝算定限度面積(地上部緑化面積(K-⑧)×0.3)	m <sup>2</sup>
	⑬樹木と芝が混在している緑化区画面積(芝エリア)	m <sup>2</sup>
	⑭芝の緑化区画面積	m <sup>2</sup>
	⑮構造物緑化の緑化区画面積	m <sup>2</sup>
	⑯駐車場緑化の緑化区画面積	m <sup>2</sup>
	⑰芝等面積計(⑬+⑭+⑮+⑯)	m <sup>2</sup>
⑱芝等の(対象)面積【⑫と⑰の小さい面積】		m <sup>2</sup>
建物緑化面積の内訳	⑲建築物緑化算定限度面積【D必要緑化面積×0.5】	m <sup>2</sup>
	⑲屋上緑化区画面積	m <sup>2</sup>
	⑳壁面緑化区画面積	m <sup>2</sup>
	㉑建物緑化面積計	m <sup>2</sup>
㉒建物緑化(対象)面積【⑱と㉑の小さい面積】		m <sup>2</sup>

※⑲芝算定限度面積の算定の緑化面積は平面的な緑化面積で計算すること。

※●は計算上(みなし)の緑化面積をさす。

## 10. 用語の定義

この手引きで使用する用語の意味は、次のとおりです。

### 【緑】

樹木等の植物，樹林地，水辺等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の生育基盤である土，水等の自然の要素をいう。(条例第2条第2号)

### 【緑化】

緑を創出するための人為的な行為をいう。(条例第2条第2号)

#### 〔建物緑化〕

建築物の表面を緑化すること（※一年生植物は不可とする。）

屋上緑化：日常的に維持管理することのできる建築物の屋上（屋根や底のないバルコニー等を含む）等を緑化することをいう。

壁面緑化：①建築物の外壁部分に支持補助資材等を利用してツル植物(多年生植物)等で緑化することをいう。

（ツル植物の植栽は，地面または容量1L以上の動かせないプランター等緑化資材を設置し緑化すること。）

②建築物の外壁部分に移動できないプランター等緑化資材を設置し緑化することをいう。

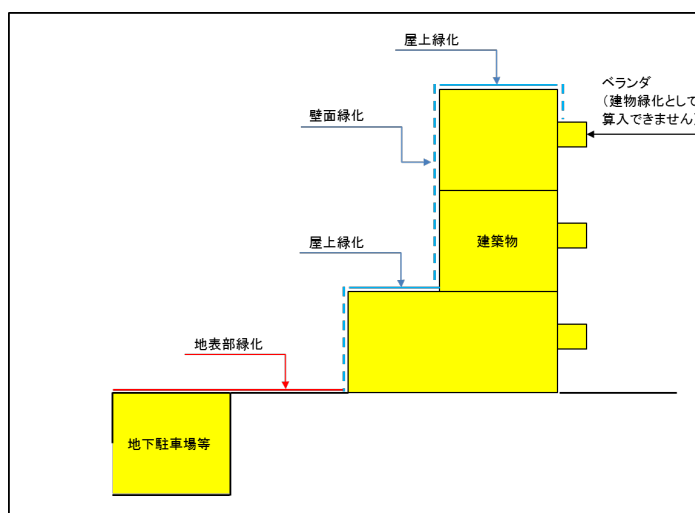
#### 〔構造物緑化〕

自転車駐車場の屋根，フェンス，パーゴラ等に緑化することをいう。

#### 〔駐車場緑化〕

駐車場を芝生，緑化ブロック等により緑化することという。

### 【各部の名称】



### 【緑地】

樹林地，草地，水辺等が一体となって良好な自然環境を形成している土地をいう。(条例第2条第3号)

地表部の緑地：玉石(置石)，柵，縁石等で区画され，樹木の枝，葉により覆われている土地（人工地盤を含む。）また，樹木の枝，葉により覆わ



れている池や花壇，樹木と地被植物等が一体となった土地を地表部の緑地という。

建築物上の緑地：建築物上とは，屋上，壁面，バルコニー（室外に張り出した屋根や底のない部分。下の階の屋根の上の部分にあたる。）等の建築物の平面，立面の部分を行い，その部分に樹木のほか，芝，多年草等を植栽した植栽基盤を建築物上の緑地という。なお，建築物の外構に設置されるフェンス，擁壁等に植栽した緑地は，「建築物上の緑地」とみなさない。

### 【既存緑地】

計画地に元から存在し，工事完了後も存続する緑地をいう。

### 【緑地の奥行】

一体となっている緑地の短辺を奥行きとすることを基本とする

- ①三角形の場合 底辺に直行する長さを奥行きとする
- ②長方形の場合 短辺を奥行きとする
- ③円の場合 直径を奥行きとする
- ④楕円の場合 直径の短い側の直径を奥行きとする
- ⑤不整形地の場合 短辺を一边とする四角形が入る箇所を奥行きとする

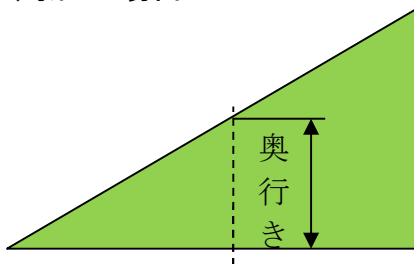
※これによらない場合は個々にご相談ください。

その他

- ・奥行きを満たしていない箇所が全体の10%以内の場合は一体とみなす

例

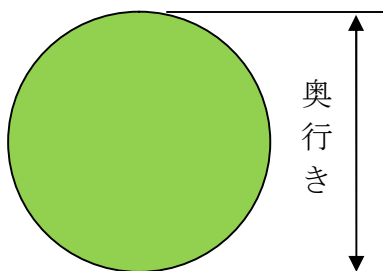
#### ①三角形の場合



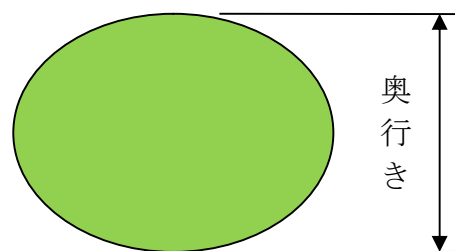
#### ②四角形の場合



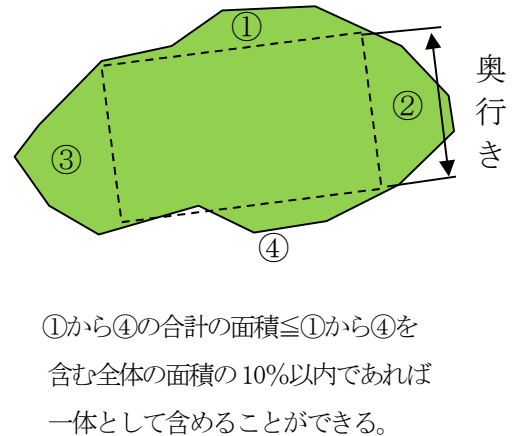
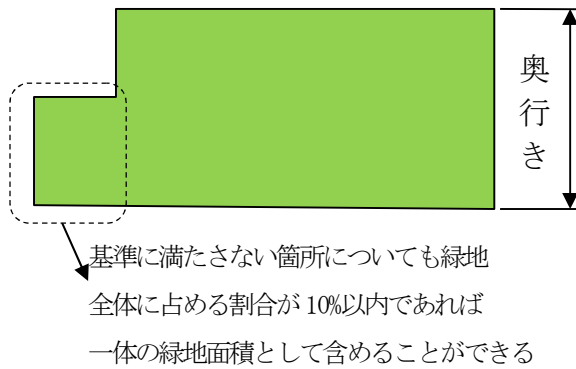
#### ③円



#### ④楕円



## ⑤不整形地



### 【地被類】

多年草類、芝等地面を被覆する植物をいう。(一年草は不可とする。)

地被類の種類ごとの植栽基準

- ・ヤブラン 2.5株/m<sup>2</sup>以上
- ・タマリユウ 2.5株/m<sup>2</sup>以上
- ・ヘデラ 9株/m<sup>2</sup>以上
- ・芝 目地幅5cm以内(種子吹付工の場合は検査時に発芽していること)

※緑の質が高い緑化手法による“草本”として使用する場合は、各手法の基準による。

### 【敷地】

建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。  
(建築基準法施行令第一条第一号)

### 【敷地面積】

建築基準法施行令第二条第一号に規定する敷地面積をいう。なお、緑化の対象となる敷地面積は設置する施設の敷地及び設置する施設と機能的に一体利用となる敷地とする。(例、建築物(=施設)と一体利用となる駐車場は、駐車場を含んだ面積を「敷地面積」とする。)なお、開発行為を伴う場合はその開発区域とする。また、道路等は、敷地面積からその面積を除いた敷地が緑化算定用敷地となります。

### 【環境施設】

緑地に囲まれている、噴水、流水、池、(雨水貯留施設等は除く)、滝、築山等の修景施設、四阿(あずまや)、パーゴラ、ベンチ等の休憩施設、及びテニスコート等、公園的に整備されたオープンスペースをいう。(ただし、質の高い緑地として創出されるものは除く。)

【 お問い合わせ先・提出先 】

藤沢市役所 都市整備部 みどり保全課 緑化指導担当  
藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466(25)1111(代) (内)4351  
0466(50)8252(直)

FAX 0466(50)8421

E-Mail [fj2-midori@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj2-midori@city.fujisawa.lg.jp)